

奈良県ギャンブル等依存症専門医療機関及びギャンブル等依存症治療拠点機関選定要綱

(目的)

第1条 この要綱は、「依存症対策地域支援事業の実施について」（令和4年3月29日付障発0329第13号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）の別紙「依存症対策地域支援事業実施要綱」及び「依存症専門医療機関及び依存症治療拠点機関の整備について」（令和4年3月29日付障発0329第14号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）（以下これらを総括して「国要綱等」という。）に基づき、ギャンブル等依存症患者などが適切な医療を受けられるようにするため、奈良県（以下「県」という。）におけるギャンブル等依存症専門医療機関（以下「専門医療機関」という。）及びギャンブル等依存症治療拠点機関（以下「治療拠点機関」という。）の選定について、必要な事項を定めるものである。

(実施主体)

第2条 専門医療機関の選定は、奈良県知事（以下「知事」という。）がこれを行い、県内に所在地を有する保険医療機関について実施する。

2 治療拠点機関の選定は、知事がこれを行い、前項により選定された専門医療機関のうちから選定する。

(申請の手続き)

第3条 専門医療機関及び治療拠点機関に選定されることを希望する保険医療機関は、知事に対し、「奈良県ギャンブル等依存症専門医療機関及び依存症治療拠点機関選定申請書」（様式第1号）及び添付書類（以下、「申請書類」という。）を提出しなければならない。

(選定要件)

第4条 専門医療機関及び治療拠点機関の要件は、国要綱等の別紙「依存症専門医療機関及び依存症治療拠点機関 選定基準」（以下「選定基準」という。）のとおりとする。

2 国が専門医療機関及び治療拠点機関の選定基準を改正した場合には、知事は、既に選定された専門医療機関及び治療拠点機関に対し、速やかに周知するとともに、改正後の選定基準を満たしているかどうかを審査しなければならない。

3 前項の結果、改正後の選定基準を満たさない保険医療機関は、第9条に定める選定の解除の手続を行わなければならない。

(審査)

第5条 知事は、選定に係る申請書類の提出を受け、審査の結果、前条第1項及び第2項の選定基準を満たしている場合は、速やかに当該保険医療機関を専門医療機関又は治療拠点機関として選定する。

2 知事は、申請書類に不備や不足等があった場合は、申請した保険医療機関に対して補正を求めることができる。

- 3 知事は、第1項の審査において必要がある場合は、追加の添付書類の提出を求めることができる。
- 4 知事は、第1項の審査において必要がある場合は、申請した保険医療機関において実地審査をすることができる。

(選定の通知)

第6条 知事は、保険医療機関を専門医療機関又は治療拠点機関に選定した場合、申請者に対し、速やかに「選定通知書」(様式第2号)により選定したことを通知する。

(選定基準に係る申請内容の変更)

第7条 専門医療機関又は治療拠点機関は、申請内容に変更があった場合は、速やかに「変更届」(様式第3号)により知事に届け出なければならない。

(選定要件の確認)

第8条 知事は、選定された専門医療機関及び治療拠点機関が第4条第1項及び第2項の選定基準を満たしているか否かについて、適時、確認をすることができる。

(選定の解除)

第9条 第4条第1項及び第2項の選定基準を満たさなくなった保険医療機関は、知事に対して速やかに「辞退届」(様式第4号)により届け出なければならない。

2 知事は、前項の辞退届を受理したときは、辞退届の内容を審査の上、速やかに「選定解除通知書」(様式第5号)を交付する。

3 第1項の規定にかかわらず、辞退届の提出がない保険医療機関に関し、前条に基づく確認により、第4条第1項及び第2項の選定基準を満たしていないことが判明した場合は、知事は、職権によって選定の解除を行うことができるものとする。なお、この場合、その旨を「選定解除通知書」(様式第6号)により通知するものとする。

(公表)

第10条 知事は、選定した専門医療機関及び治療拠点機関について、県ホームページ上に掲載することによって公表する。

附則

この要綱は、令和7年10月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和7年11月25日から施行する。